

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)
当たるときの翌日

目 次

- ◇ 告 示 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了(五件)(ク)
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 土地収用法による審理の開始(管理課)
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施(会計課)

告 示

鳥取県告示第五百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鹿野町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鹿野都市計画下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第五百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十二月二十六日 鳥取県指令受米土維第七百八十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市新開二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県大和郡山北郡山町一〇六

株式会社森精機製作所

代表取締役社長 森 幸男

鳥取県告示第五百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月十二日 鳥取県指令米土維十第四十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字宮ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市車尾一〇六五

高橋 勇

高橋純枝

高橋里嘉

鳥取県告示第五百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月二十五日 鳥取県指令米土維十第三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原六丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原六丁目一―二五

高辻 弘

鳥取県告示第五百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十二月十日 鳥取県指令倉土維十第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市生田字神主田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原六丁目二―四〇

株式会社サンマート和光

代表取締役 梅林 哲朗

鳥取県告示第五百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成五年十二月十日 鳥取県指令受鳥土維第五百五十七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
岩美郡岩美町大字浦富字外池田及び字出逢
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩美郡岩美町大字浦富一〇四〇
株式会社スーパーマーケットサンマート
代表取締役 岩崎八郎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年七月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 一 日時 平成九年七月二十五日(金) 午前十時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成九年七月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

申請者	氏名又は名称	株式会社ニユーギン				
	住所	名古屋市中村区鳥森町三丁目56				
遊技機の種類	遊技機の区分	新井悠司				
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間	
	遊技機	CR大江戸日記	株式会社ニユーギン	700151	平成9年7月22日から3年間	
	遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	遊技機	遊技機	遊技機	
	遊技機	遊技機	遊技機	遊技機	遊技機	
	遊技機	遊技機	遊技機	遊技機	遊技機	

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社ソフイア
		桐生市境野町七丁目201	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
ばちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	ラッキートラットSVZ	株式会社ソフイア
			検番号
			700183
			有効期間
			平成9年7月22日から3年間
申請者	氏名又は名称	住所	丸ホン工業株式会社
		春日井市桃山町一丁目127	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
ばちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	雀士ウエロン牌V	丸ホン工業株式会社
			検番号
			700146
			有効期間
			平成9年7月22日から3年間

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成9年7月22日

鳥取県収用委員会会長 田 中 肇 篤

1 期日

平成9年7月29日(火)午後2時

2 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室

3 件名

県道奥谷正連寺線改築工事及びこれに伴う一般国道29号一部改築工事

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年7月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>1 調達内容</p> <p>(1) 調達物品の名称及び数量 ハンドル式集密書架 一式</p> <p>(2) 調達物品の仕様 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成9年11月14日(金)</p> <p>(4) 納入場所 鳥取市尚徳町101 鳥取県立公文書館</p> <p>(5) 入札方法 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 政令第167条の5の規定に基づき定める物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が事務用機器のA等級又はB等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。</p> <p>(4) 平成9年7月22日(火)から同年9月10日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>3 契約担当部署</p>	<p>鳥取県出納局会計課</p> <p>4 入札手続</p> <p>(1) 入札書の提出場所及び問合せ先 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局会計課用度係 電話 0857-26-7431</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 平成9年8月4日(月) 午後1時30分 鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)</p> <p>(4) 郵便による入札 入札説明会終了後、1の(4)の場所において現場説明を行う。</p> <p>(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成9年9月10日(水) 午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成9年9月10日(水) 正午までとする。)</p> <p>鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様と適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成9年9月1日(月) 午後5時までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>
---	---

<p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効</p> <p>2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると鳥取県知事が判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを、落札者とする。</p> <p>(5) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(6) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>8 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased:1 Set of Moveable Stacks for the Stack Room of Tottori Prefectural Archives</p> <p>(2) September 1, 1997 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation</p> <p>(3) September 10, 1997 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders September 10, 1997 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail</p>	<p>(4) Please Contact: Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-70 Japan TEL:0857-26-7431</p>
---	---

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】